

衛生委員会だより

平成 28 年 2 月 17 日 ②

社会福祉法人ならやま会
衛生委員会

前号は、衛生委員会の目的が、労働者の心身両面にわたる積極的な健康づくり、快適な職場作りについて審議・調査することであるとお知らせしました。今回はその具体的事項についてご紹介します。ご意見質問等がありましたら、ぜひ各事業所の安全衛生推進者までお寄せください。

2 衛生委員会の調査・審議事項

衛生委員会での具体的な調査・審議事項は表2のように、法により詳しく定められています。

ならやま会衛生委員会では、これらを基に主に次のような項目について協議しています。

表2. 衛生委員会の調査・審議事項 (法 18 条)

- ①衛生に関する規定の作成に関する事
- ②危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち衛生に関するもの
- ③衛生に関する計画の作成、実施、評価、改善に関する事 (PDCA)
- ④衛生教育の実施計画の作成に関する事
- ⑤作業環境測定結果及びその結果の評価に対する対策樹立に関する事
- ⑥定期健康診断等の結果及びその結果に基づく対策樹立に関する事
- ⑦労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事
- ⑧長期労働による健康障害の防止を図るための対策樹立に関する事
- ⑨労働者の精神的健康の保持促進を図るための対策樹立に関する事

